

**大泉町立保育園運営事業者募集  
についての意見交換**

**令和4年12月17日**

## 【応募資格】

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 群馬県内で保育施設等を有し、認可保育所を現に運営する社会福祉法人であること。
- (2) 社会福祉法人が現に運営している認可保育所において、過去3年以内に所管庁の指導監査等で重大な指摘等を受けていないこと。
- (3) 児童福祉の理念・公共性・公益性をもった社会福祉法人であること。
- (4) 資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。
- (5) 町の保育行政を理解し、これに積極的に協力する社会福祉法人であること。
- (6) 大泉町暴力団排除条例（平成24年大泉町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (7) 社会福祉法人が、国税及び地方税を滞納していないこと。

## 【財産の移管条件】

- (1) 土地は、無償貸与とする。
- (2) 建物、遊具及び備品等（以下「建物等」という。）は、無償譲渡とする。
- (3) 建物等は、保育所に供するための用途以外には使用してはならないこととし、その維持管理は、移管先法人が責任をもって自己負担で行うものとする。

## 【運営の条件】

### (1) 全般事項

- ① 公私連携型保育所の名称は、施設の公益性と中立性を鑑み、町と協議のうえ決定すること。
- ② 移管日である令和7年4月1日までに、群馬県知事の認可を得て、保育所を設置すること。
- ③ 児童福祉法等の関係法令等を遵守し、移管先法人が自ら認可保育所として運営すること。
- ④ 保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域の特性を活かした運営に努めること。
- ⑤ 子どもの安全を最優先とし、事故防止及び安全管理に関する体制を確保すること。
- ⑥ 苦情解決責任者を定め、苦情解決のための仕組みを整備すること。
- ⑦ 公立保育所として運営されている保育所を移管により継続して運営することに対し、十分な理解のもと運営を行うこと。
- ⑧ 公私連携型保育所へ移行する町立保育園の在園児については、入園を希望する全員を受け入れること。
- ⑨ その他必要な事項については、町と協議すること。

## (2) 保育内容

- ① 現行の町立保育園の開所日及び開所時間を維持し、又はこれを上回ることができること。

【現行の町立保育園の開所日及び開所時間】

開所日：月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）

開所時間：午前7時30分から午後6時30分まで

- ② 児童の入園可能年齢は、現行の「首が座った時点」を維持すること。
- ③ 特別な支援を必要とする障害児などを積極的に受け入れること。
- ④ 保育の方針や内容が子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を行うこと。
- ⑤ 一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業、休日保育事業などの特別保育を積極的に実施すること。
- ⑥ 地域子育て支援事業に取り組むこと。
- ⑦ 職員の研修や町立保育園と移管保育園で定期的に交流し、合同研修を行うなど保育の質の向上を図ること。
- ⑧ 町立保育園の保育内容を理解し、現在の保育計画に沿った保育内容を継承すること。
- ⑨ 現行の町立保育園の利用定員を維持し、又はこれを上回ることができること。
- ⑩ 第三者評価を実施し、保育内容の充実に努めること。

【第三者評価について】

社会福祉法人等の事業者の提供するサービスの質を事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業をいう。

## (3) 職員配置

- ① 施設長は専任であり、認可保育所において10年以上勤務し、幹部職員としての経験を有し、保育に対する高い見識と幅広い知識を有する者とする。
- ② 主任保育士は専任であり、認可保育所において5年以上勤務し、幹部職員としての能力と経験を有する者とする。
- ③ 職員配置は、児童福祉施設最低基準の規定を遵守すること。ただし、1歳児クラスについては児童5人に対し職員1人、3歳児クラスについては児童15人に対し職員1人をそれぞれ配置すること。
- ④ 各年齢児クラスにつき少なくとも1人は正規職員として雇用している者を配置すること。
- ⑤ 安定的な保育を提供するため、経験等のバランスがとれた職員配置を行うこと。

- ⑥ 移管による保育環境の急激な変化により児童及び保護者に不安が生じないよう配慮する観点から、町立保育園に勤務している会計年度任用職員（臨時保育士等）が、移管後も就労を希望する場合には、その雇用に努めること。また、できるだけ早い時期に雇用条件等を示すとともに面談を行い、採否を決定すること。なお、現行の給与水準を基本とすること。

#### **(4) 給食**

- ① 自園調理により給食を提供すること。
- ② 食物アレルギーの対応については、町立保育園と同等以上の対応を実施すること。また、おやつについても同様とする。
- ③ 給食の質の向上のため、計画的に研修を行うとともに、町立保育園と移管保育園で定期的に交流すること。

#### **(5) 引継ぎ保育**

- ① 児童及び保護者の不安解消、保育内容の継承等による円滑な移管のため、移管前3か月以上、勤務予定の保育士を町立保育園に勤務させ引継ぎ保育を実施すること。また、移管後の1年間は、町の職員5名の派遣を受け入れること。
- ② 引継ぎ保育の具体的な内容及び期間については、三者協議会での協議を経て決定すること。
- ③ 保育士以外の勤務予定者についても、引継ぎ保育期間中に随時派遣し、引継ぎを受けること。
- ④ 移管先法人決定後から、施設長予定者及び主任保育士予定者を中心として、移管前の町立保育園の行事等に参加し、内容等の把握に努めること。

#### **(6) 三者協議会**

- ① 保護者・移管先法人・町の信頼関係を築くため、また、移管に伴う諸事項、履行状況、合意形成等を目的とし設置する三者協議会へ参加すること。
- ② 三者協議会において確認し、又は合意した事項等については、誠意をもって履行すること。

#### **【説明会及び現地見学会】**

募集にあたり、説明会及び現地見学会を開催します。

#### **【協定の締結】**

移管先法人の決定後、町と移管先法人は協定項目について協議し、協定を締結します。

### **【公私連携保育法人の指定】**

協定の締結後、町は児童福祉法第56条の8第1項の規定に基づき、公私連携保育法人として指定いたします。協定の有効期間は令和7年4月1日から●年間とし、有効期間の更新については、町と公私連携保育法人において協議し決定するものといたします。